

○大津市議会委員会等傍聴条例

平成 26 年 2 月 17 日

条例第 4 号

改正 平成 26 年 5 月 19 日条例第 50 号

令和 2 年 3 月 27 日条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大津市議会会議条例（平成 26 年条例第 1 号）第 70 条第 4 項及び大津市議会委員会条例（平成 26 年条例第 3 号）第 41 条第 2 項の規定に基づき、委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会、議会災害対策会議及び市政課題広聴会（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 26 条例 50 ・ 令 2 条例 30 ・ 一部改正)

(委員会等の傍聴)

第 2 条 傍聴人は、所定の傍聴席において、静粛に傍聴しなければならない。

(傍聴の手続)

第 3 条 委員長（委員会及び議会広報広聴委員会の委員長並びに全員協議会の議長をいう。以下同じ。）は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員は、適宜傍聴することができる。

3 委員長は、特に必要があると認められるときは、傍聴人に対し、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができる。

(平 26 条例 50 ・ 一部改正)

(傍聴券の発行)

第 4 条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行して、その人員を制限することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日の委員会等に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

(2) 鉢巻き、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

- (3) 垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (5) ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第7条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 保護者又は引率者（教職員及び学校関係者をいう。）の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会室又は会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、委員長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章等を、傍聴席において常に着用しなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの条例に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年5月19日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。